

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施要領

制 定 平成26年4月1日 蚕園第30200-1号

改 正 令和3年4月1日 蚕園第30332-1号

第1 趣旨

最近のこんにゃくを取り巻く情勢は、LDC諸国(後発開発途上国)からの無税無枠措置による安価なこんにゃくいもの輸入量が増加傾向にあり、また、TPP(環太平洋経済連携協定)の参加により、将来的にTPP参加国が輸出国となった場合の影響が大きな懸念となっている。

このため、こんにゃく経営の規模拡大による低コスト化や、高付加価値化を図るための支援を行い、“世界で戦える”ぐんまのこんにゃくを目標とし、これに取り組むための機械の導入等について支援を行う。

第2 事業の内容等

1 事業主体

(1) 人・農地プランにおいて「中心経営体」に位置づけられている認定農業者、またはこれに準ずる者(以下「中心経営体等」という。)

(2) 農業者の組織する団体

① 農事組合法人

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人

② 農事組合法人以外の農業生産法人

農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する法人

③ 次に掲げる要件のすべてを満たしている団体

ア 代表者の定めがあること

イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること

ウ 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること

④ 農業協同組合

2 補助対象、要件及び補助率

メニュー	(1) 生産コスト低減機械等整備支援	(2) 高付加価値化支援
補助対象	<p>① 土壌消毒等に係る環境負荷軽減を目的とした機械</p> <p>② 生子植付機等、みやままさりの栽培に要する機械</p> <p>③ 乗用管理機等、越冬栽培に要する機械</p> <p>④ こんにやく拾い集め機等、規模拡大による低コスト化を達成する機械</p> <p>【採択優先順位①、②、③、④】</p>	<p>① 生芋摺機等、生芋こんにやくの加工等に要する機械</p> <p>② 重量選別機等、生芋こんにやくの生産等に要する機械</p>
要件	<p>(①のみ)</p> <p>① クロルピクリンの使用量を3年後までに現状の概ね3割以上削減するとともに、代替薬剤の使用面積が概ね30a以上見込まれること。</p> <p>(②～④共通)</p> <p>こんにやくの作付面積が現状概ね3ha以上であり、3年後までに現状の1.5倍、または2ha以上拡大すること</p> <p>また、3年後までに生産コストを概ね1割削減すること</p> <p>さらに、上記②及び③は、それぞれ以下の要件を満たすこと</p> <p>② みやままさりの導入面積が50a以上見込まれること</p> <p>③ 越冬栽培の導入面積が30a以上見込まれること</p>	<p>(①～②共通)</p> <p>こんにやくの作付面積が現状概ね3ha以上であること</p> <p>さらに、上記②は、それぞれ以下の要件を満たすこと</p> <p>② こんにやくの作付面積が現状概ね3ha以上であること、及び生芋こんにやく用として栽培契約を締結すること</p>
補助率	<p>3分の1以内</p> <p>(1事業主体上限1,000千円)</p>	<p>3分の1以内</p> <p>(1事業主体上限1,000千円)</p>

3 事業主体に係る留意点

- (1) これに準ずる者とは、申請年度内に人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者になることが確実な者とする。
- (2) 中心経営体等が事業主体となる場合は、市町村長が作成する「中心経営体等に関する意見書」(様式第5号)を申請書に添付するものとする。

第3 事業の実施手続

1 実施計画書の作成

事業を実施しようとする市町村長及び市町村の区域を超える農業協同組合長等（以下「市町村長等」という。）は、事業主体ごとに世界で戦えるこんにやく総合対策事業実施計画書（様式第2号）（以下「実施計画書」という。）を作成し、世界で戦えるこんにやく総合対策事業総括表（様式第1号）（以下総括表という）に整理するものとする。

2 事業計画の承認申請

上記1の総括表及び実施計画書を作成した市町村長等は、世界で戦えるこんにやく総合対策事業実施計画承認申請書（様式第3号）（以下「承認申請書」という。）に総括表及び実施計画書等を添付し、農業事務所長（以下「所長」という。）に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画の承認要件

所長は、上記2により提出された実施計画書の事業規模等が適切であり、かつ、実施計画書の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

4 事業計画の重要な変更

（1）市町村長等は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、上記1から3に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次の（2）に該当する場合とする。

（2）事業を構成する次の事項

- ① 事業主体の変更
- ② 補助対象機械等の変更
- ③ 事業主体毎の事業量、事業費の30%を超える増減

5 事業の実施

事業主体は、県及び市町村の指導及び助言のもとに、実施計画に基づいて事業を実施する。なお、事業は単年度内に完了するものとする。

第4 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書等の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第5 助成

所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱によるものとする。

第6 利用状況報告

市町村長等は、この事業により導入した機械について、導入年度から3年後までの間、翌

年度の4月末日までに、当該年度分の機械利用状況報告書（様式第6号）を作成し、所長に提出するものとする。

第7 補助事業に係る留意点

- 1 既存の機械を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の機械を導入する場合（更新）は補助の対象としないものとする。
- 2 補助対象となる機械は耐用年数が概ね5年以上のものとする。
- 3 農業機械の導入にあたっては、「群馬県における特定高性能農業機械の導入に関する計画」に基づき、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。
- 4 リース事業については、次の事項に基づき実施するものとする。
 - (1) 事業主体は、農業協同組合とする。
 - (2) 年間リース料は、「事業主体負担（事業費－補助金）／当該機械の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
 - (3) 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

報告を受けた事業主体は、速やかに所長にその旨を報告し、指示を受けること。
 - (4) 事業主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。
 - (5) 事業主体は、契約の締結にあたっては、あらかじめ、所長に協議するものとする。

第8 その他

- 1 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、知事が別に定める。
- 3 次の様式は別紙のとおりとする。
 - (1) 世界で戦えるこんにやく総合対策事業総括表（様式第1号）
 - (2) 世界で戦えるこんにやく総合対策事業実施計画書（様式第2号）
 - (3) 世界で戦えるこんにやく総合対策事業実施計画承認申請書（様式第3号）
 - (4) 世界で戦えるこんにやく総合対策事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）
 - (5) 中心経営体等に関する意見書（様式第5号）
 - (6) 機械利用状況報告書（様式第6号）

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業総括表

市町村名等	
計画書作成年月日	令和 年 月 日
	(第1回変更) 令和 年 月 日
	(第2回変更) 令和 年 月 日
	(第3回変更) 令和 年 月 日

No.	事業主体	事業費 (円)	負担区分 (円)			施工期間		備考		
			県	市町村	その他	着手	竣工	課税区分	除税額	うち県費
合計										

注：備考 課税区分欄には、消費税の課税の区分により、「本則課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入し、「本則課税」を選択したものについては、「除税額」、「うち県費」を記入する。

様式第2号

番号	
----	--

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施計画書

1 事業主体（住所・氏名・年齢等）

2 事業目的及び事業内容

(1) メニュー名

(2) 事業目的（目標とする経営の概要）及び事業内容（目標達成のために行う取組みの概要）

3 経営目標

(1) 生産コスト低減機械等整備支援

	栽培面積 (a)	栽培方法				反収 (kg/10a)	生産費 (千円/10a)	10a当 たり投 下労働 時間(h)
		みやままさり 栽培面積 (a)	越冬栽培 面積 (a)	ク Robbins クリン 代替面積 (a)	ク Robbins クリン 使用量 (ℓ/10a)			
現 状								
導入年度 (令和 年度)								
目標年度 (令和 年度)								

(注1) 栽培面積については、補助対象のうち②を導入する場合はみやままさりの栽培面積、
③を導入する場合は越冬栽培の面積、①を導入する場合は代替面積及び使用量も記入する
(注2) 目標年度は3年後の目標について記入する

(2) 高付加価値化支援

① 生芋こんにゃくの加工等に要する機械

	栽 培 面 積 (a)	生芋こんにゃく		時 間 当 生 産 量 (kg/h)
		生 産 量 (kg)	所 要 時 間 (h)	
現 状				
導入年度 (令和 年度)				
目標年度 (令和 年度)				

(注) 目標年度は3年後の目標について記入する

② 生芋こんにゃくの生産等に要する機械等

	栽培面積 (a)	反 収 (kg/10 a)	生いも販売量(t)		生 産 費 (千円/10a)	生芋販売価格 (円/30kg)	
			契約販売	通常販売		契約	通常
現 状							
導入年度 (令和 年度)							
目標年度 (令和 年度)							

(注1) 目標年度は3年後の目標について記入する

(注2) 生芋販売価格は、過去5年の生芋平均販売価格

4 機械等の導入計画及び利用計画

(1) 導入計画

	機械等の名称	所有 (個人/ 共同)	数量	利用 戸数 (戸)	利用 面積 (a)	規模, 構造, 能力等	事業費 (円)
現 状							
目標年度 (令和 年度)							
目標のうち 本事業 で導入す るもの							

(2) 利用計画

機械等の名称	利用期間 (月旬～ 月旬)	利用 日数 (日)	月 別 利 用 計 画													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

5 事業費の負担区分

区 分	事業費 (円)	左の負担区分			備 考		
		県 費 補助金	市町村 補助金	自己資金 等	課 税 区 分	除税額	うち 県費
計							

6 添付書類

- (1) 位置図、図面（平面図、立体図等）、概算見積書
- (2) 導入機械等のカタログ
- (3) 事業主体が農業者の組織する団体等の場合は組織・運営に関する規約及び構成員名簿
- (4) 事業主体が中心経営体等の場合は中心経営体等に関する意見書（様式第5号）

(注) 備考 課税区分欄には、消費税の課税の区分により、「本則課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入し、「本則課税」を選択したものについては、「除税額」、「うち県費」を記入する。

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
〔 県域団体
所在地
団体名
代表者 〕

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施計画の承認について（申請）

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施要領第3の2の規定により、実施計画を承認されたく申請します。

※添付書類

- (1) 世界で戦えるこんにゃく総合対策事業総括表（様式第1号）
- (2) 世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 事業主体が農業者の組織する団体等の場合は組織・運営に関する規約及び構成員名簿
- (4) 事業主体が中心経営体等の場合は中心経営体等に関する意見書（様式第5号）

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
〔 県域団体
所在地
団体名
代表者 〕

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施計画の変更承認について（申請）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により承認された標記事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施要領第3の4の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の内容及び理由

2 変更後の実施計画書

様式第2号の様式に準じ、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きするとともに（変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き）必要書類を添付するものとする。

※添付書類

- (1) 世界で戦えるこんにゃく総合対策事業総括表（様式第1号）
- (2) 世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 組織・運営に関する規約及び構成員名簿（事業主体変更（農業者の組織する団体等）の場合）
- (4) 中心経営体等に関する意見書（様式第5号）（事業主体変更（認定農業者等）の場合）

様式第5号

中心経営体等に関する意見書

氏名		認証番号	
住所			
経営類型			
地域内での位置づけ・役割等（地域のこんにやく生産の中核となる者と判断する理由）			
補助事業が実施された場合の期待される効果			

群馬県〇〇農業事務所長 様

上記のとおり意見書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
 〔 県域団体
 所在地
 団体名
 代表者 〕

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業により導入した機械の利用状況について（報告）

このことについて、世界で戦えるこんにゃく総合対策事業実施要領第6の規定により、下記の機械の利用状況を報告します。

記

No	事業主体名	機械名	総事業費 (千円)	県補助金 (千円)	指 標	導入年 度	1年後	2年後	3年後

注) 表中「指標」欄には、利用面積(a)、利用量(t、kg)等を記入すること。